

2023年7月24日

### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会が保有する本人に関する個人情報。特定住所 A 客番号不詳、特定個人 B 氏からの受信料収受記録。受信契約後の現金及び口座振替支払い。それぞれの第1回目の年月日、金額、支払者、領収証発行状況、振替金融機関名、口座番号、口座名義人名、口座名義人住所、現金支払者の住所」とした、個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、求める個人情報は存在せず、開示することができないとした。

これに対して視聴者より、「金融機関口座よりNHK放送受信料が振替処理を受けていた。又、振替処理開始から、数十年経過した平成13年にNHK委託業者から、当初からの受信料入金当該口座から処理されている事実が始めて判明したと報告があった。貴協会内に一切記録が無いとは考えられない。」として、再検討の求めがあった。

### 2 NHKの見解の要旨

NHKでは本人の放送受信契約に係る受信料の収受記録は、平成11年から平成14年までの記録を保有している。しかし、平成8年に金融機関の合併などにより、本人の放送受信契約に係る、口座情報の変更が行われたことを示す記録があり、平成11年の収受記録は第1回目のものではないため、求める保有個人データは存在せず、開示することはできない。

### 3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、放送受信契約に関わるNHKの営業関係の帳簿書類の保管期間を定めた規程によれば「放送受信料口座振替利用届」の保存期間が5年であること、「受信料収受記録」は存在しないことを確認した。また、「受信料収受記録」は業務管理上運用している営業システムで管理しているが、本人の求める第1回目の記録は存在しないことを確認した。以上のことから、本人の求める当該保有個人データは存在しないというNHKの説明に特段不自然不合理な点はなく、本件を不開示としたNHKの取り扱いは妥当と判断する。

### 4 審議の経過

2023年 5月18日（第330回審議委員会）

諮問、審議

6月 8日（第331回審議委員会）

審議

7月24日（第332回審議委員会）

審議、答申